

## 第2編 各 則

### 1 一般事業資金（要綱第7条第1項第1号関係）

#### <長期事業資金>

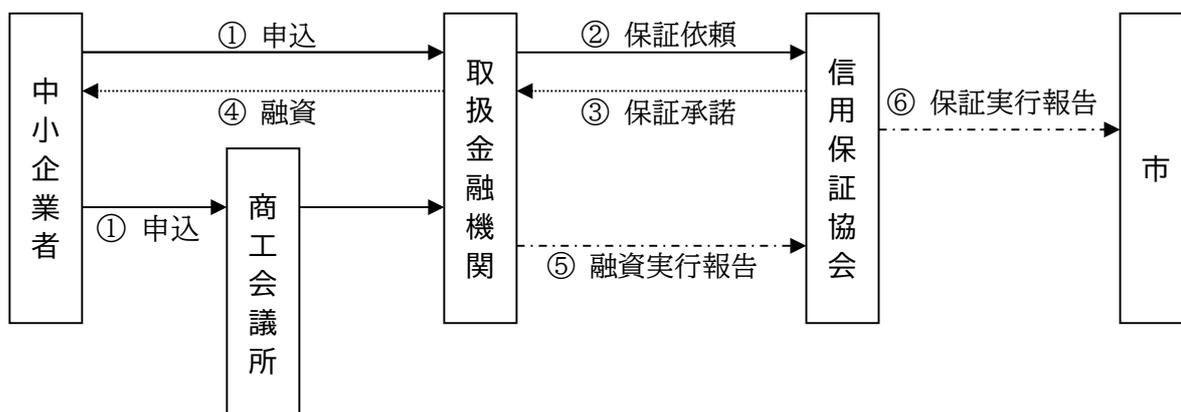
項 目	内 容	
(1) 目的	中小企業者に必要な事業資金を融資し、経営基盤の安定と事業の振興を図ること。	
(2) 融資対象者	中小企業者	
(3) 資金の使途	運転資金及び設備資金 (投機的性質を有する土地等の取得費を除く。以下同じ。)	
(4) 融資限度額	1億2千万円以内	
	1融資対象者につき 2,000万円以内	1融資対象者につき 2,000万円超 1億2,000万円以内
(5) 融資期間 (据置期間)	10年以内（1年以内）	
(6) 融資利率	(年) 1.40% ※セーフティネット保証1号～4号、 6号の認定など責任共有制度の 対象外となる場合は、原則として 0.1%の割引有り。	(年) 1.50%（5年以内）、 1.70%（5年超） ※セーフティネット保証1号～4号、 6号の認定など責任共有制度の 対象外となる場合は、原則として 0.1%の割引有り。
(7) 担保	担保は徴求しない。 ただし、必要に応じて担保を 徴求することができる。	要綱第9条第3項のとおり
(8) 保証人	要綱第9条第4項のとおり	
(9) 信用保証の種類	一般保証	
(10) 信用保証料率	(年) 0.45～1.56%	(年) 0.45～1.66%
(11) 責任共有制度	原則として対象	

#### <短期運転資金>

項 目	内 容
(1) 目的	中小企業者が必要とする短期資金を融資し、経営基盤の安定と事業の振興を図ること。
(2) 融資対象者	中小企業者
(3) 資金の使途	運転資金
(4) 融資限度額	1融資対象者につき3,000万円以内

項目	内容
(5) 融資期間	1年以内
(6) 融資利率	(年) 1.30% ※セーフティネット保証1号～4号、6号の認定など責任共有制度の対象外となる場合は、原則として0.1%の割引有り。
(7) 担保	要綱第9条第3項のとおり
(8) 保証人	要綱第9条第4項のとおり
(9) 信用保証の種類	一般保証
(10) 信用保証料率	(年) 0.45～1.66%
(11) 責任共有制度	原則として対象

<一般事業資金の手続きの流れ>

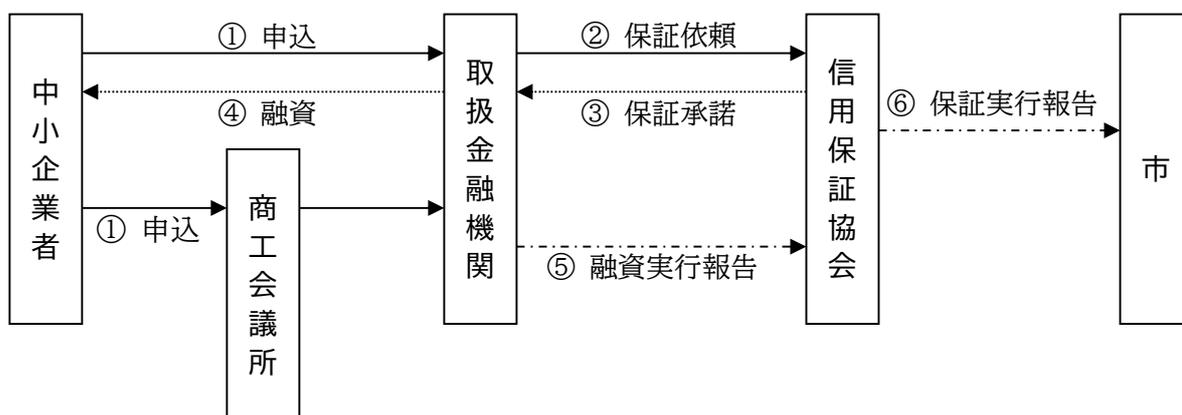


## 2 小規模企業者支援資金（要綱第7条第1項第2号関係）

項目	内容
(1) 目的	小規模企業者（法第2条第3項第1号から第6号までに掲げる小規模企業者をいう。以下この表において同じ。）に必要な事業資金を融資し、経営基盤の安定と事業の振興を図ること。
(2) 融資対象者	小規模企業者（常時使用する従業員が20人（宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の会社及び個人事業者等）
(3) 資金の用途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき2,000万円以内 ただし、保証協会の保証に付した融資を受けている場合には、融資限度額は2,000万円から当該融資に係る残高を減じて得た額以内
(5) 融資期間 (据置期間)	10年以内（1年以内）
(6) 融資利率	(年) 1.30%

項目	内容
(7) 担保	原則として不要
(8) 保証人	保証人は、小規模企業者である法人については、必要に応じて当該法人の代表者を連帯保証人とし、小規模企業者である個人については、原則として徴求しない。
(8) 融資利率	(年) 1.30%
(9) 信用保証の種類	小口零細企業保証
(10) 信用保証料率	(年) 0.35%~1.54%
(11) 責任共有制度	対象外

<小規模企業者支援資金の手続きの流れ>

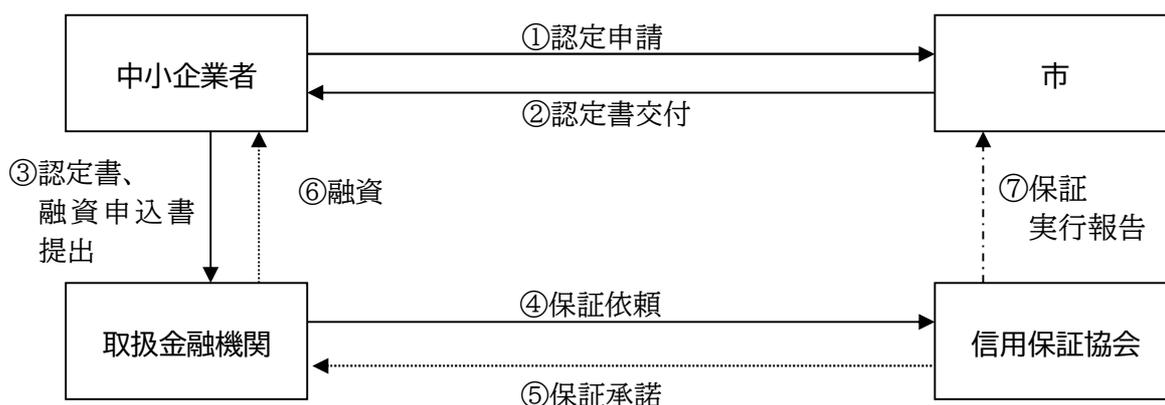


### 3 連鎖倒産防止資金（要綱第7条第1項第3号関係）

項 目	内 容
(1) 目的	他企業の倒産に連鎖する倒産の防止に必要な資金を融資し、中小企業者の経営の立直しを図ること。
(2) 融資対象者	<p>中小企業者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 法第2条第5項の規定により、特定中小企業者に認定されている者</p> <p>イ 他企業の倒産に連鎖して経営に重大な影響を受けたと市長が認めた者</p> <hr/> <p>要綱別表3(2)イに規定する融資対象者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、倒産企業の発生により経営の安定に支障が生じているものとする。</p> <p>ア 市長が指定する倒産企業（以下「指定倒産企業」（※1）という。）に対し、適正な取引に基づく債権（※2）を原則として30万円以上有する者</p> <p>イ 指定倒産企業への取引依存度が20%以上の者</p> <p>※1 「指定倒産企業」とは次のいずれかに該当することによって倒産と認められる企業をいう。</p> <p>（ア）破産手続開始（破産法第18条、第19条）、再生手続開始（民事再生法第21条）、更生手続開始（会社更生法第17条）、特別清算開始（会社法第511条）の申立をした者</p> <p>（イ）電子交換所又は電子債権記録機関における取引停止処分を受けた者</p> <p>※2 「倒産企業に対する債権」とは、おおむね次のとおりとする。</p> <p>（ア）売上債権</p> <p>（イ）前渡金返還請求権</p>
(3) 資金の用途	運転資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき4,000万円以内
(5) 融資期間 （据置期間）	10年以内（2年以内）
(6) 融資利率	（年）1.40% ※セーフティネット保証1号～4号、6号の認定など責任共有制度の対象外となる場合（※2）は、原則として0.1%の割引有り。
(7) 担保	要綱第9条第3項のとおり
(8) 保証人	要綱第9条第4項のとおり
(9) 信用保証の種類	一般保証
(10) 信用保証料率	（年）0.36～1.38%
(11) 責任共有制度	原則として対象

項 目	内 容
(12) 申込期間	取引先企業倒産後6か月以内 ただし、中小企業信用保険法第2条第5項の認定による場合は、 12か月以内
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定申請時</div> (13) 必要書類	<u>融資申込前に市の認定を要する</u> （認定申請窓口：中小企業振興課） ○法第2条第5項の規定による認定申請書 又は 連鎖倒産防止資金融資対象者認定申請書【様式第3号】 ○債権額がわかる資料（受取手形、売掛台帳、請求書など） ○取引先企業が倒産した旨がわかる書類 （2回目不渡手形、債権届など） ○実印、ゴム印（所在地、会社名等） ○履歴事項全部証明書の写し（法人の場合） 確定申告書の写し（個人の場合）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">申込受付時</div> (14) 必要書類	○第1編総則 5に記載の必要書類 ○連鎖倒産防止資金融資対象者認定書【様式第3号】

<連鎖倒産防止資金の手続きの流れ>



#### 4 景気対応資金（要綱第7条第1項第4号関係）

項目	内容
(1) 目的	金融情勢の変化により経営に重大な影響を受けた中小企業に必要な資金を融資し、中小企業者の経営の立直しを図ること。
(2) 融資対象者	<p>中小企業者で、金融情勢の変化により経営に重大な影響を受けたと市長が認めたもの</p> <p>要綱別表4(2)に規定する融資対象者の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 法第2条第5項の規定による認定の要件を満たす者</p> <p>イ 最近3月間(※1)の平均売上高が、前年同期の平均売上高（事業開始後15月未満の場合にあっては、最近3月間の平均売上高が事業開始後直近月までの平均売上高）と比較して3%以上減少した者</p> <p>ウ 最近1月間(※2)の仕入単価が、前年同期の仕入単価と比較して10%以上上昇している原油及び石油関連製品又は原材料の仕入額の合計が、売上原価（労務費及び減価償却費を除く。）のうち10%以上を占めている者</p> <p>エ 最近3月間又は直近期の平均売上総利益率又は平均営業利益率が、前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率（事業開始後15月未満の場合にあっては、最近3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が、事業開始後直近月までの平均売上総利益率又は平均営業利益率）と比較して3%以上減少した者</p> <p>オ 法第2条第6項の規定による認定の要件を満たす者</p> <p>※1「最近3月間」とは、認定申請を行う月の前月を含む過去6月間の期間内における、連続した3月間とする。</p> <p>※2「最近1月間」とは、認定申請を行う月の前月を含む過去3月間の期間内における1月間とする。</p>
(3) 資金の用途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき1億円以内 （法第2条第6項に規定する特例中小企業者は、同限度額とは別に8,000万円の融資限度額を有し、合わせて1億8,000万円以内）
(5) 融資期間 （据置期間）	10年以内（2年以内）
(6) 融資利率	<p>（年）1.40%………景気対応資金（一般枠）</p> <p>（年）1.30%………SN保証5号、7号、8号</p> <p>（年）1.20%………SN保証1～4号、6号</p> <p>（年）0.90%………危機関連保証</p> <p>※「責任共有制度の対象外となる場合」は原則として0.1%の割引有り</p>
(7) 担保	要綱第9条第3項のとおり
(8) 保証人	要綱第9条第4項のとおり

項 目	内 容
(9) 信用保証の種類	一般保証……………景気対応資金（一般枠） 経営安定関連保証……SN保証各号 危機関連保証……………危機関連保証
(10) 信用保証料率	（年）0.36～1.38%…景気対応資金（一般枠） （年）0.6%……………SN保証5号、7号、8号 （年）0.7%……………SN保証1～4号、6号、危機関連保証
(11) 責任共有制度	原則として対象 （対象外：SN保証1～4号、6号、危機関連保証）
(12) 認定要件	<p>&lt;景気対応資金（一般枠）&gt;            次のいずれかの要件を満たすことを要する。</p> <p>ア 最近3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高（事業開始後15月未満の場合にあっては、最近3月間の平均売上高が事業開始後直近期までの平均売上高）と比較して<u>3%以上減少</u>していること</p> <p>イ 最近3か月間又は直近期の平均総利益率又は平均営業利益率（事業開始後15月未満の場合にあっては、最近3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が、事業開始後直近期までの平均売上総利益率又は平均営業利益率）が前年同期と比較して<u>3%以上減少</u>していること</p> <p>ウ 最近1月間の仕入単価が、前年同期の仕入単価と比較して10%以上上昇している原油及び石油関連製品又は原材料の仕入額の合計が、売上原価（労務費及び減価償却費を除く。）のうち10%以上を占めていること</p> <p>※SN保証及び危機関連保証に係る認定要件については後掲。</p>
(13) 必要書類  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定申請時</span>	<p><u>融資申込前に市の認定を要する</u>（認定申請窓口：中小企業振興課）</p> <p>&lt;景気対応資金（一般枠）&gt;</p> <p>・(12)アの場合</p> <p>○景気対応資金融資対象者認定申請書【様式第4-1号】</p> <p>○最近3か月(※)の月別売上高及び比較する前年同期の月別売上高がわかる資料（試算表、売上帳など）</p> <p>※「最近3か月」とは、直近期の売上が未集計で確認ができない場合、最大6か月前から起算して3か月。ただし、これはより直近の月の売上高等が未集計の場合に適用される措置であることに注意。</p> <p>・(12)イの場合</p> <p>○景気対応資金融資対象者認定申請書【様式第4-2号】</p> <p>○最近3か月の平均総利益率又は平均営業利益率と比較する前年同期の平均総利益率又は平均営業利益率がわかる資料（決算書、確定申告書など）</p> <p>・(12)ウの場合</p> <p>○景気対応資金融資対象者認定申請書【様式第4-3号】</p> <p>○最近1月間の仕入単価、比較する前年同期の仕入単価がわかる資料及び最近1月間の原油等、石油関連製品又は原材料の仕入額の合計と売上原価（労務費及び減価償却費を除く。）がわかる資料。（仕入帳、売上帳、試算表等）</p>

項 目	内 容
	※SN保証及び危機関連保証に係る認定時の必要書類については後掲。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申込受付時</div> (14) 必要書類	○第1編総則 5に記載の必要書類 ○景気対応資金融資対象者認定書、法第2条第5項各号認定書（SN保証各号認定書）又は法第2条第6項認定書（危機関連保証認定書）
(15) 融資取扱期間	○SN保証各号及び危機関連保証の利用は、 <u>国がそれぞれ指定している期間内であることを要し、制度利用にあたっては市への認定申請を要する。</u>

<景気対応資金の手続きの流れ>



< SN保証第1号（大型倒産） >

項 目	内 容
概 要	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て等を行った事業者（国が指定する大型倒産企業）に対する売掛金債権等の債権が回収困難になったことから、経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するもの。
認定要件（※1）	次のいずれかの要件を満たすことを要する。 ア 申請者（中小企業者）が、当該申請の時点において「国が指定する大型倒産企業」に対して50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること。 イ 申請者（中小企業者）の全取引規模のうち、「国が指定する大型倒産企業」との取引規模が20%以上であること。
認定申請時 必要書類	○法第2条第5項の規定による認定申請書 ○倒産企業に対する売掛金等の債権額が確認できる書類（約束手形、売掛金台帳の写し） ○倒産企業と取引関係の確認できる書類（契約書、請求書等の写し） ○反社会的勢力でないことの表明・確約書
倒産企業の 指定要件（※2）	「国が指定する大型倒産企業」とは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始等の申立があり、負債総額が15億円以上かつ取引中小企業者数が一定数以上ある等の事業者をいう。（官報に告示有り）指定期間は申立等から1年間。
留意事項	前渡金返還請求権には、テナントを賃貸する権利は含まれない。（差入保証金、敷金等）

※1 認定対象となる事業者は、倒産した企業と直接取引を有する一次的な関連中小企業者に限られ、倒産企業振出の約束手形を裏書で入手したような二次、三次的な関連中小企業者については対象外となる。

※2 通常、再生手続き等の申立から1か月程度で指定されることが多く、指定日は申立日に遡及する。

< SN保証第2号（取引先企業のリストラ等の事業活動の制限） >

項 目	内 容
概 要	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者を支援するもの。
認定要件	次のいずれかの要件を満たすことを要する。 ア 当該事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の最近1か月の売上高等が前年同月に比して10%以上(※)減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同月10%以上(※)減少する見込みである中小企業者 イ 当該事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、事業活動の制限を受ける月の直前の3か月において売上高等があり、最近1か月の売上高等が事業

項 目	内 容
	<p>活動の制限を受ける月の直前の3か月の平均月売上高等に比して10%以上(※)減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が事業活動の制限を受ける月の直前の3か月間の売上高等に比して10%以上(※)減少する見込みである中小企業者</p> <p>ウ 当該事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、事業活動の制限を受ける月の直前の3か月において売上高等がなく、最近1か月の売上高等が事業活動の制限を受けた月以後3か月の平均月売上高等に比して10%以上(※)減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が事業活動の制限を受けた月以後3か月間の売上高等に比して10%以上(※)減少する見込みである中小企業者</p> <p>エ 当該事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の最近1か月の売上高等が前年同月に比して10%以上(※)減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同月比10%以上(※)以上減少する見込みである中小企業者</p> <p>オ 当該事業者と間接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、事業活動の制限を受ける月の直前の3か月において売上高等があり、最近1か月の売上高等が事業活動の制限を受ける月の直前の3か月の平均月売上高等に比して10%以上(※)しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が事業活動の制限を受ける月の直前の3か月間の売上高等に比して10%以上(※)減少する見込みである中小企業者</p> <p>カ 当該事業者と間接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、事業活動の制限を受ける月の直前の3か月において売上高等がなく、最近1か月の売上高等が事業活動の制限を受けた月以後3か月の平均月売上高等に比して10%以上(※)減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が事業活動の制限を受けた月以後3か月間の売上高等に比して10%以上(※)減少する見込みである中小企業者</p> <p>キ 経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、当該事業活動の制限を受けた後の最近1か月の売上高等が前年同月に比して10%以上(※)減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同月比10%以上(※)以上減少する見込みである中小企業者</p> <p>ク 経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、事業活動の制限を受ける月の直前の3か月において売上高等があり、最近1か月の売上高等が事業活動の制限を受ける月の直前の3か月の平均月売上高等に比して10%以上(※)減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が事業活動の制限を受ける月の直前の3か月間の売上高等に比して10%以上(※)減少する見込みである中小企業者</p> <p>ケ 経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、事業活動の制限を受ける月の直前の3か月において売上高等がなく、最近1か月の売上高等が事業活動の制限を受けた月以後3か月の平均月売上高等に比して10%</p>

項 目	内 容
	<p>以上(※)減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が事業活動の制限を受けた月以後3か月間の売上高等に比して10%以上(※)減少する見込みである中小企業者</p> <p>コ 当該事業者が金融機関で、金融機関からの総借入残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上で、適正かつ健全に営業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来している中小企業者</p> <p>(※) 平成14年3月18日から「マイナス20%以上から10%以上」に緩和中。</p>
<p>認定申請時 必要書類</p>	<p>○法第2条第5項の規定による認定申請書</p> <p>○履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、許認可証など</p> <p>○決算書・試算表・売上帳など</p> <p>ア 直近期の決算書</p> <p>イ 最近1か月及び前年同月の売上高等のわかるもの</p> <p>ウ イの月後2か月の見込み売上高等のわかるもの及び対応する前年の2か月の売上高等のわかるもの</p> <p>○直近の借入金残高証明書（金融機関からのすべての借入金について必要。）（認定要件（コ）利用の場合）</p> <p>○反社会的勢力でないことの表明・確約書</p>

< SN保証第4号（突発的災害（自然災害等）） >

項 目	内 容
概 要	<p>自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るもの。</p>
認定要件	<p>指定を受けた突発的災害（自然災害等）の発生に起因し、次のいずれかの要件を満たすことを要する。</p> <p>ア 最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>イ 業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情があり、災害等が発生する前に営業していた創業者等にあつては、最近1か月の売上高が、災害等が発生する直前の3か月間の月平均売上高に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が、災害等が発生する直前の3か月間の売上高に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>ウ 業歴1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情があり、災害等が発生する前に営業していなかった創業者等にあつては、最近1か月の売上高が、災害等が発生した直後の3か月間の月平均売上高に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が災害等の発生した直後の3か月間の売上高に比して20%以上減少することが見込まれること。</p>
<p>認定申請時 必要書類</p>	<p>○法第2条第5項の規定による認定申請書</p> <p>○履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、許認可証など</p> <p>○決算書・試算表・売上帳など</p> <p>ア 最近1か月及び前年同月の売上高等のわかるもの</p> <p>イ アの月後2か月の見込み売上高等のわかるもの及び対応する前年2か月の売上高等のわかるもの</p> <p>○反社会的勢力でないことの表明・確約書</p>

< S N保証第5号 (全国的不況業種) >

項 目	内 容
概 要	<p>国が指定する全国的不況業種を営んでいることで売上等が減少し、経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するもの。</p>
認定要件	<p>国が指定する業種（※1）（以下、指定業種）をいずれかひとつでも行っており、次のいずれかの要件を満たすことを要する。</p> <p>ア 指定業種に属する事業（以下、指定事業）を行っており、最近3か月（※2）の売上高が前年同期に比して5%以上（※3）減少していること。</p> <p>イ 指定事業と非指定業種に属する事業（以下、非指定事業）を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上（※3）減少していること。</p> <p>ウ 業歴1年3か月未満であり、指定事業のみを行っている場合は、最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上（※3）減少していること。</p> <p>エ 業歴1年3か月未満であり、指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上高が中小企業全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上（※3）減少していること。</p> <p>オ 指定事業を行っており、（1）最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、（2）最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、（3）最近3か月の売上高に占める原油等の仕入れ額の割合が前年同期に比して上回っていること。</p> <p>カ 指定事業と非指定事業を行っており、最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ、（1）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、（2）指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、（3）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入れ額の割合が前年同期に比して上回っていること。</p> <p>キ 指定事業を行っており、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。</p> <p>ク 指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体のと指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。</p>
<p>認定申請時 必要書類</p>	<p>○法第2条第5項の規定による認定申請書          ○業種の確認できる書類（法人登記簿、許認可証、確定申告書の写し）          ○最近及び前年同期の売上高、営業利益、原油等仕入れ価格、売上原価及び原油等仕入れ数量が月別に確認できる書類（試算表、売上台帳、仕上台帳の写し）          ○許認可証の必要な業種にあっては許認可証</p>

項 目	内 容
	○反社会的勢力でないことの表明・確約書
指定業種該当確認の留意点	指定業種の確認にあたっては、認定を受けようとする中小企業者の業務内容が、指定業種の内容にあたるか、 <u>日本標準産業分類</u> で必ず確認を行うこと。

※1 経済産業大臣が指定を行い、中小企業庁のホームページに掲載される。業種は日本産業分類表に基づき指定される。

※2 「最近3か月」とは、直近月の売上が未集計で確認ができない場合、最大で6か月前から起算して3か月。ただし、これは、より直近の月の売上高等が未集計の場合に適用される措置であることに注意。

※3 平成23年4月1日から「10%以上から5%以上」に緩和中。

### <SN保証第7号（金融取引の調整）>

項 目	内 容
概 要	国の指定する金融機関（指定金融機関）（※1）の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整により、金融機関（※2）からの借入金残高（※3）が減少し、経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するもの。
認定要件	次のすべての要件を満たすことを要する。 ア 全金融機関からの総借入金残高に対し、指定金融機関の借入金残高が占める割合が10%以上であること。 イ 指定金融機関からの直近（※4）の借入金残高が、前年同期と比して10%以上減少していること。 ウ 全金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
認定申請時 必要書類	○法第2条第5項の規定による認定申請書 ○「直近」及び「直近に対比する前年同期」の借入金残高証明書（金融機関からのすべての借入金について必要。） ○直近の決算書の写し（※5） ア 法人 直近の決算書の写し（「借入金及び支払利子の内訳書」の写しも必要。） イ 個人 直近の確定申告書の写し、直近の確定申告した利子額に対応する借入金の返済予定表など ○反社会的勢力でないことの表明・確約書
個人事業者の 借入先確認例	ア 貸借対照表がある場合 貸借対照表中の「借入金」で確認を行う。 イ 貸借対照表がない場合 確定申告書のうち「損益計算書（青色申告）」又は「収支内訳書（白色申告）」中の「利子割引料」に計上されている支払利子額から借入金の元金及び借入先の確認を行う。

※1 「指定金融機関」とは、経済産業大臣が金融機関に対して行う調査等を踏まえて、半年ごと（1・7月）に経営の相当程度の合理化に伴い金融取引の調整を行っている金融機関をいう。

- ※2 「金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、保険会社、信託会社などをいい、中小企業基盤整備機構及び商工ローン等の貸金業者は含まない。
- ※3 「借入金」には、「当座貸越」、「政府系金融機関の代理貸付」を含むが、「手形割引」は含まない。
- ※4 「直近」とは、原則として申請月の前月末時点をいう。例えば、7年9月の申請の場合、直近は「7年8月31日」で、前年同期は「6年8月31日」となる。
- ※5 個人事業者で、貸借対照表、総勘定元帳などを作成していないときや利子割引料の計上がなされていないときなど、金融機関からの総借入金残高や借入先が確認できない場合は、認定できないことがある。

#### <危機関連保証（信用の収縮）>

項目	内容
概要	大規模な経済危機、災害等に伴う著しい信用の収縮が全国的に生じていることにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するもの。
認定要件	次のすべての要件を満たすことを要する。 ア 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。 イ 指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。
認定申請時 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法第2条第6項の規定による認定申請書</li> <li>○履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、確定申告書、許認可証等</li> <li>○決算書・試算表・売上帳など               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 最近1か月及び前年同月の売上高等のわかるもの</li> <li>イ アの月後2か月の見込み売上高等のわかるもの及び対応する前年の2か月の売上高等のわかるもの</li> </ul> </li> <li>○反社会的勢力でないことの表明・確約書</li> </ul>

<借入先の確認例>

FA0301

平成16年分収支内訳書(一般用) (あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅) 電話番号(事業所)	氏名(名称) 電話番号
業種名	加入団体名	

平成 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

16 番 号

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	氏 名 (年齢)	従 事 月 数	給 料 賃 金 与 合 計	源 泉 徴 収 税 額
収入金額		旅費交通費					
家事消費		通信費					
その他の収入		広告宣伝費					
計		接待交際費					
売上原価		損害保険料					
期首商品(製品)棚卸高		修繕費					
仕入金額(買掛金)		消耗品費					
小計		福利厚生費					
期末商品(製品)棚卸高							
差引原価							
差引金額							
経費							
給料賃金							
外注工賃							
減価償却費							
貸倒金							
地代家賃							
利息割引料	41400						
租税公課							
荷造運賃							
水道光熱費							

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従 事 月 数	給 料 賃 金 与 合 計	源 泉 徴 収 税 額
( 歳)			
( 歳)			
その他( 人分)			
計			

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	源泉徴収税額

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数	【税務署整理欄】
( 歳)			
( 歳)			
( 歳)			

返済予定表または繰上返済元帳の支払利息と収支内訳書の利息借入が一致すれば既存借入先をA銀行とB公庫で特定が可能

A銀行返済予定表

返済月	利息額
16年1月	2500円
2月	2450円
3月	2400円
4月	2350円
5月	2300円
6月	2250円
7月	2200円
8月	2150円
9月	2100円
10月	2050円
11月	2000円
12月	1950円
合計	26700円

B公庫返済予定表

返済月	利息額
16年1月	1500円
2月	1450円
3月	1400円
4月	1350円
5月	1300円
6月	1250円
7月	1200円
8月	1150円
9月	1100円
10月	1050円
11月	1000円
12月	950円
合計	14700円

※法人の場合は決算書(貸借対照表)で同様の確認を行います。

## 5 経営力強化サポート資金（要綱第7条第1項第5号関係）

項 目	内 容
(1) 目的	<p>事業再生を行う中小企業者に必要な事業資金を融資することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって中小企業の活力の再生を図ること。</p>
(2) 融資対象者	<p><u>引き続き6月以上同一事業を営む中小企業者で、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第2項に規定する認定経営革新等支援機関（※1）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画（※2）に従って事業再生を行う者</p> <p>イ 市長が別に定める事業再生の計画に従って事業再生を行う者</p> <p>※1 「認定経営革新等支援機関（認定支援機関）」とは、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者（金融機関や税理士、公認会計士、弁護士等）で、国の認定を受けたものをいう。</p> <p>※2 「事業再生の計画」は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。</p> <p>（ア）債権者間の合意が取れているもの</p> <p>（イ）申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策</p> <p>（ウ）計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画</p> <hr/> <p>要綱別表5(2)に規定する事業再生を図る中小企業者は、以下に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行うものとする。</p> <p>【産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第53条第1項に規定】</p> <p>①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>②認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第32条第1号に規定】</p> <p>③特定認証紛争解決手続（同法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画</p> <p>④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>⑤株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定</p>

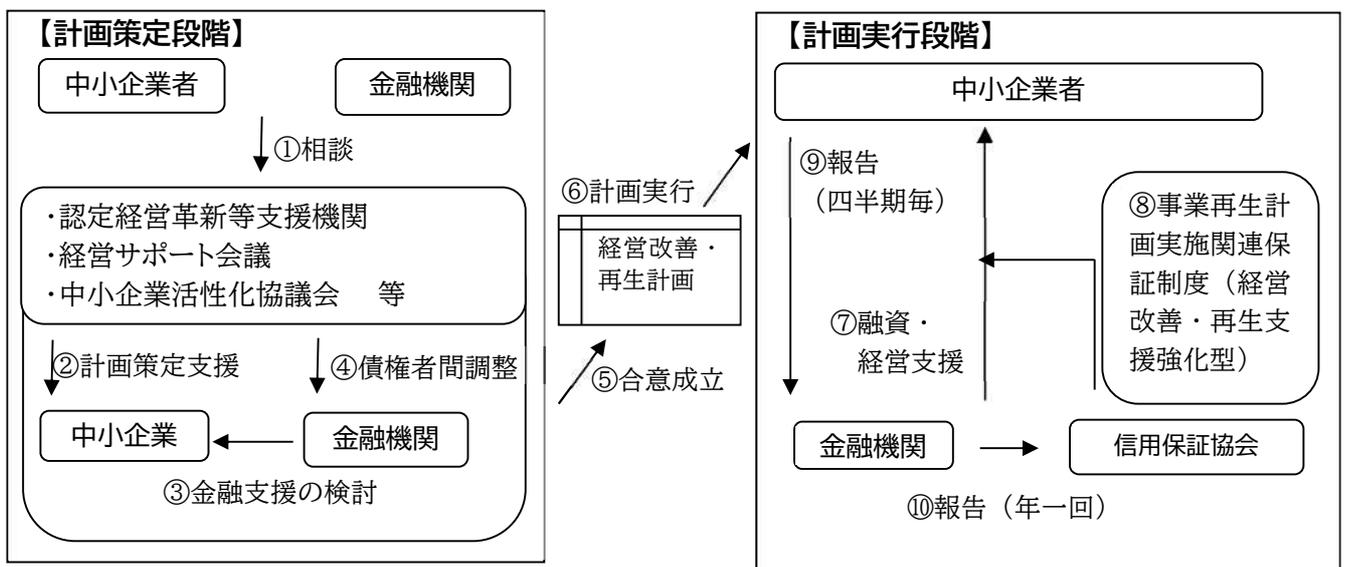
項 目	内 容
	<p>調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく調停における調書（同法第 17 条第 1 項の調停条項によるものを除く。）又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>【産業競争力強化法施行規則第 32 条第 2 号に規定】</p> <p>⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第 140 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>【産業競争力強化法施行規則第 32 条第 3 号に規定】</p> <p>⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p> <p>【産業競争力強化法施行規則第 32 条第 4 号に規定】</p> <p>⑫中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>
(3) 資金の使途	事業再生の計画の実施に必要な事業資金 (運転資金及び設備資金)
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき 2 億円以内
(5) 融資期間 (据置期間)	15 年以内 (3 年以内)
(6) 融資利率	(年) 1.30%
(7) 担保	要綱第 9 条第 3 項のとおり
(8) 保証人	要綱第 9 条第 4 項のとおり
(9) 信用保証の種類	事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)
(10) 信用保証料率	(年) 0.1%
(11) 責任共有制度	<p>原則として対象</p> <p>〔但し、責任共有制度の対象外である保証付きの既往借入金を当資金で借り換える場合 (信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り入れる場合に限り) は、責任共有制度の対象外。〕</p>
(12) 融資要件	<p>次のすべての要件を満たすことを要する。</p> <p>ア 市内に事務所又は事業所を有し、継続して同一事業を 6 か月以上営んでいること</p> <p>イ 共通要件を満たすこと</p> <p>ウ 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 (対象となる計画は上記(2)に記載) に従って事業再生を行うこと</p>

項目	内容
申込受付時 (13) 必要書類	○第1編総則 5に記載の必要書類 ○事業再生の計画
(14) 金融機関の責務 及び報告	<p>ア 金融機関は、申込受付後、事業再生の計画を産業経済局中小企業振興課に送付する。</p> <p>イ 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。</p> <p>ウ 事業再生の計画が上記(2)に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。</p> <p>エ 金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。            なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>オ 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が上記(2)に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。</p>

※ 認定支援機関に係る国の認定は順次国で行われるため、支援機関の認定一覧は、経済産業省九州経済産業局ホームページにて確認を行うこと。

⇒「経済産業省九州経済産業局ホームページ」→「政策一覧」→「中小企業支援」→「経営革新等支援機関」

<経営力強化サポート資金の手続きの流れ>

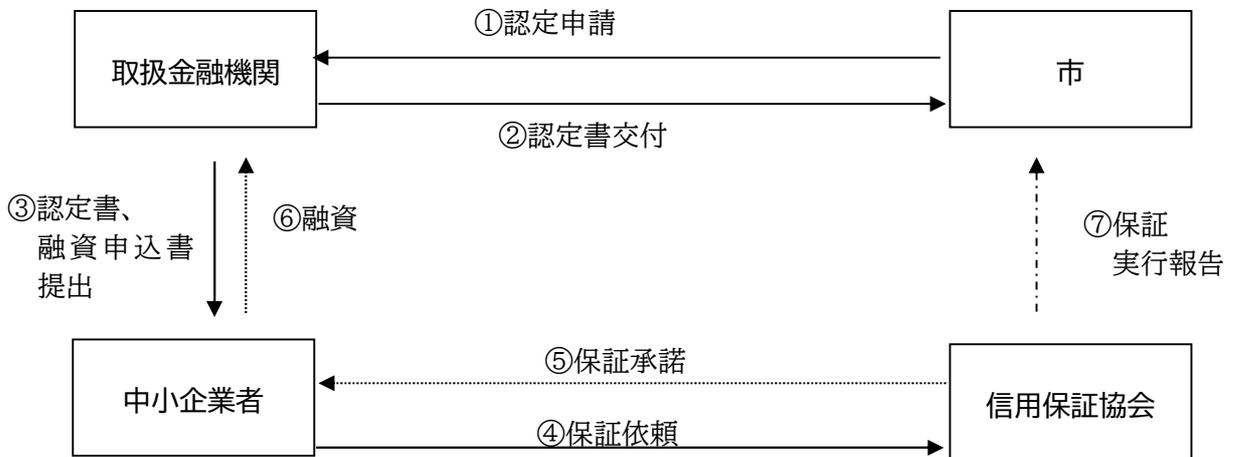


## 6 新事業開拓支援資金（要綱第7条第1項第6号関係）

項 目	内 容
(1) 目的	現在営んでいる事業の分野から新たな事業の分野への進出及び現在営んでいる事業の拡大を行うために必要な資金を融資し、中小企業者の事業転換、新たな事業の構築及び事業の拡大の促進に資すること。
(2) 融資対象者	引き続き1年以上同一事業を営む中小企業者で、次のいずれかに該当するもの ア 現在営んでいる事業の分野から新たな事業の分野への進出のための事業を行う者 イ 現在営んでいる事業の拡大を行う者 ----- 要綱別表6(2)に規定する融資対象者の範囲は、次のとおりとする。 ア「新たな事業分野への進出」とは、現在営んでいる業種から、他の業種（日本標準産業分類表の大分類、中分類又は小分類が異なる業種）に進出する者をいう。 イ「現在営んでいる事業の拡大」とは、現在営んでいる業種で、設備の新設又は更新等を行い事業の強化及び展開を図る者をいい、事業の強化及び展開により3年後に付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計）の9%以上の向上を図る計画を有することを要する。
(3) 資金の使途	ア 新分野進出 運転資金及び設備資金 イ 事業拡大 設備の新設又は更新等の為に必要となる設備資金（ただし、設備の新設又は更新に伴い必要となる運転資金を含む。）
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき1億円以内
(5) 融資期間 （据置期間）	ア 運転資金 10年以内（1年以内） イ 設備資金 10年以内（2年以内）
(6) 融資利率	（年）1.40% ※セーフティネット保証1号～4号、6号の認定など責任共有制度の対象外となる場合は、原則として0.1%の割引有り。
(7) 担保	要綱第9条第3項のとおり
(8) 保証人	要綱第9条第4項のとおり
(9) 信用保証の種類	一般保証
(10) 信用保証料率	（年）0.45～1.56%
(11) 責任共有制度	原則として対象
(12) 認定要件	次のいずれかの要件を満たすことを要する。 ア 現在営んでいる業種から、新たな分野（日本標準産業分類の大分類、中分類又は小分類が異なる業種）へ進出し、事業を行うこと イ 事業の拡大（※）を行うこと

項 目	内 容
	※「事業の拡大」とは、設備の新設又は更新を行うことで、現在営んでいる事業分野での事業の強化及び展開を図ることをいう。事業の拡大のための投資により、3年後に付加価値額〔営業利益+人件費+減価償却費〕の9%以上の向上を図る計画を有することが必要。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">認定申請時</div> (13) 必要書類	<u>融資申込前に市の認定を要する</u> （認定申請窓口：中小企業振興課） ○新事業開拓支援資金融資対象者認定申請書【様式第6-1号又は第6-2号】 ○新事業開拓計画書、収支計画書【様式第6-3号又は第6-4号】 ○その他当該計画に関連する資料等 ○実印、ゴム印（所在地、会社名等） ○履歴事項全部証明書の写し（法人の場合） 確定申告書の写し（個人の場合）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申込受付時</div> (14) 必要書類	○第1編総則 5に記載の必要書類 ○新事業開拓支援資金融資対象者認定書【様式第6-1号又は第6-2号】 ○新事業開拓計画書、収支計画書【様式第6-3号又は第6-4号】

<新事業開拓支援資金の手続きの流れ>



## 7 地域みらい促進資金（要綱第7条第1項第7号関係）

項 目	内 容
(1) 目的	国や福岡県（以下この別表において「県」という。）、市等が推進する地域課題の解決に向けた取組や未来に向けた先進的な取組を行う中小企業に必要な資金を融資し、企業の更なる成長を支援することにより「一歩先の価値観」の実現を図ること。
(2) 融資対象者	中小企業者で地域課題の解決など地域経済の活性化に向けた取組（※）を積極的に行う者であると市長が認めたもの ※「地域経済の活性化に向けた取組」とは中小企業振興課長が別に定める事業において、国、県、市等の認定、承認、登録、表彰、補助金の決定等を受けたものをいう。（融資対象事業については、後掲。）
(3) 資金の用途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき1億円以内
(5) 融資期間 （据置期間）	ア 運転資金 10年以内（2年以内） イ 設備資金 15年以内（2年以内）
(6) 融資利率	10年以内 （年）1.10% 10年超 （年）1.30%
(7) 担保	要綱第9条第3項のとおり
(8) 保証人	ア 中小企業者である法人については、必要に応じて当該法人の代表者を連帯保証人とする。 イ 中小企業者である個人については、原則として徴求しない。
(9) 信用保証の種類	一般保証
(10) 信用保証料率	（年）0.45～1.51%
(11) 責任共有制度	原則として対象
(12) 認定要件	ア 共通要件を満たす者 イ アを満たし、市内に事務所又は事業所を有する中小企業者で、国や県、市等が推進する地域課題の解決など地域経済の活性化に向けた取組の推進に寄与する事業のうち、市が定めた認定等を受けた事業者

項 目	内 容
認定申請時 (13) 必要書類	<u>融資申込前に市の認定を要する</u> （認定申請窓口：中小企業振興課） ○地域みらい促進資金融資対象者認定申請書【様式第7-1号】 ○市等が推進する地域課題の解決に向けた取組や未来に向けた先進的な取組の推進に寄与する事業として、市が指定する事業において、認定、承認、登録、表彰、補助金の決定等を受けたことが分かる資料（確定通知書等） ○事業計画書【様式第7-2号】及び事業の内容が分かる資料 ○事業計画に係る資料 ○実印、ゴム印（所在地、会社名等） ○履歴事項全部証明書の写し（法人の場合） 確定申告書の写し（個人の場合）
申込受付時 (14) 必要書類	○第1編総則 5に記載の必要書類 ○地域みらい促進資金融資対象者認定書【様式第7-1号】 ○市等が推進する地域課題の解決に向けた取組や未来に向けた先進的な取組を行う事業として、市が指定する事業において、認定、承認、登録、表彰、補助金の決定等を受けたことが分かる資料（確定通知書等） ○事業計画書【様式第7-2号】及び事業の内容が分かる資料

<融資対象事業一覧>（令和7年4月現在）

(1) 市の事業

事業所管局・課(連絡先)		市が指定する事業
環境局	産業廃棄物対策課 (TEL: 582-2177)	北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者 優良認定制度
産業経済局	産業政策課 (TEL: 582-2299)	トライアル補助金
		中小企業技術開発振興助成金
	中小企業振興課 (TEL: 873-1433)	オンリーワン企業創出事業
		北九州発！新商品創出事業
		大規模展示会等出展支援助成金
		中小企業人材確保支援助成金
		マーケットインプロダクト創造事業
		アトツギベンチャー日本一のまち創出事業
		物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金
		先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置
北九州市企業の生産性改革金融支援制度		

事業所管局・課(連絡先)		市が指定する事業
	サービス産業政策課 (TEL:582-2050)	商店街空き店舗活用事業(新規開業除く)
		(仮称) 繁華街向けの新規出店・業態転換支援 (新規開業除く)
		大きなシャッターヒラクプロジェクト
	未来産業推進課 (TEL:582-2905)	実用化研究開発事業
		技術移転事業(北九州 TLO 運営支援事業)
		特許流通支援事業 (北九州知的財産支援センター運営事業)
		産業用ロボット導入推進補助金 (導入前検証(FS)補助金・導入支援補助金)
	企業誘致課 (TEL:582-2065)	企業立地促進補助金
		オフィス立地促進補助金
		企業立地促進資金融資
国際ビジネス戦略課 (TEL:551-3605)	北九州市中小企業海外展開支援助成金	
都市戦略局	住まい支援室 (TEL:582-2288)	官民連携移住推進事業
		サービス付き高齢者向け住宅登録制度
	都市交通政策課 (TEL:582-2518)	未来につなぐ公共交通リ・デザイン事業(北九州市ユニバーサルデザイン車両等導入補助金)

(※) 地域みらい促進資金の制度及び認定業務は、中小企業振興課が所管するが、個別事業については、各事業所管課に問い合わせること

## (2) 国・県の事業

- 国・県及びこれらの所管団体の委託事業、補助事業や表彰・認定等の事業・制度
- 国・県の認定又は承認(新連携、地域資源、農商工連携、経営革新、生産性向上等)例)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金 等
- その他これらに類する事業

## (2) 地域みらい促進資金(特別枠)

下表記載の項目以外は、前記(一般枠)と同じ

項目	内容
(2) 融資対象者	<p>中小企業者で、健康経営や脱炭素経営、DX等、国や県、市等が推進する未来に向けた先進的な取組(※)を積極的に行う者であると市長が認めたもの</p> <p>※「先進的な取組」とは中小企業振興課長が別に定める事業において、国、県、市等の認定、承認、登録、表彰、補助金の決定等を受けたものをいう。(融資対象事業については、後掲。)</p>

項目	内容
(6) 融資利率	10年以内 (年) 1.00% 10年超 (年) 1.20%
(12) 認定要件	ア 共通要件を満たす者 イ アを満たし、市内に事務所又は事業所を有する中小企業者で、国や県、市等が推進する未来に向けた先進的な取組の推進に寄与する事業のうち、市が定めた認定等を受けた事業者

<融資対象事業一覧> (令和7年4月現在)

(1) 市の事業

事業所管局・課(連絡先)		市が指定する事業
政策局	政策課 (TEL: 582-2302)	北九州市 SDGs 登録制度 北九州市サステナブル経営認証制度
	WomanWill 推進室 (TEL: 582-2209)	(仮称) 北九州市 WorkLifeBalance 表彰
	総務市民局	地域振興課 (TEL: 582-2111)
環境局	再生可能エネルギー導入推進課 (TEL: 582-2238)	中小企業の3E Action (創エネ・省エネ・蓄エネ) 応援事業
	サーキュラーエコノミー推進課 (TEL: 582-2630)	環境未来ビジネス創出助成事業
	環境国際戦略課 (TEL: 662-4020)	サステナブル環境ビジネス展開事業助成金
	産業廃棄物対策課 (TEL: 582-2177)	サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業
産業経済局	中小企業振興課 (TEL: 873-1433)	北九州発! 女性が輝くリーディングカンパニー創出助成金
		従業員エンゲージメントを高める職場環境づくり応援助成金
		DX 推進補助金
	未来産業推進課 (TEL: 582-2905)	北九州 DX 大賞
		GX推進補助金 (北九州学術推進機構)
都市戦略局	都市交通政策課 (TEL: 582-2518)	未来につながる公共交通リ・デザイン事業 (北九州市タクシーDX化支援事業補助金)
港湾空港局	洋上風力拠点化推進課 (TEL: 582-2994)	洋上風力O&M競争力強化事業

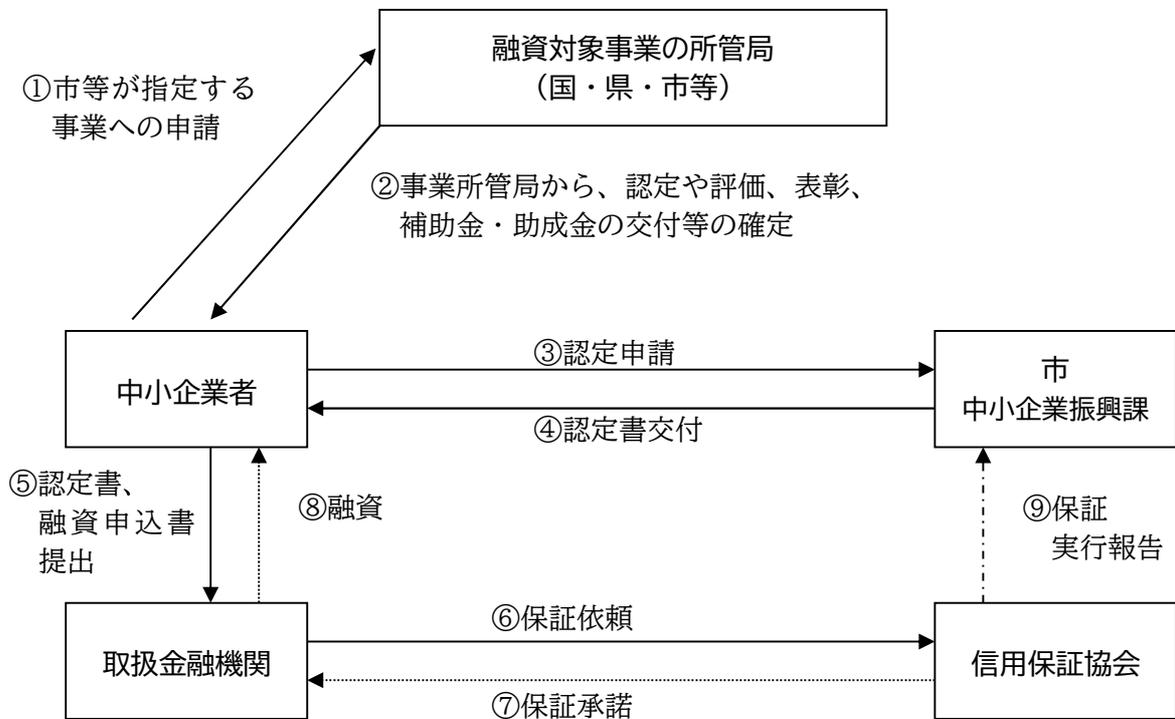
(※) 地域みらい促進資金の制度及び認定業務は、中小企業振興課が所管するが、個別事業については、各事業所管課に問い合わせること

(2) 国・県等の事業

事業所管局・課(連絡先)		市が指定する事業
経済産業省 九州経済産業局	ヘルスケア・バイオ産業課 (TEL:092-482-5438)	健康経営優良法人認定制度の認定
環境省 エコアクション 21 地域事務局	NPO 法人北九州テクノサ ポート (TEL:883-6004)	エコアクション 21 の認証・登録
厚生労働省	福岡県女性活躍推進課  (TEL:092-643-3399)	えるぼし、プラチナえるぼしの認定
		くるみん、プラチナくるみんの認定
福岡県	商工政策課 (TEL:092-643-3416)	福岡県地域未来投資促進基本計画に基づく「地 域経済牽引事業計画」の知事による承認
SBTi Services (https://sbtiservices.com)		中小企業版 SBT (Science Based Targets for SMEs) 認定の取得 ※SBT:科学的根拠に基づいた(温室効果ガス 排出規制)目標

○その他これらに類する国・県等及びこれらの所管団体の委託事業、補助事業や表彰・認定等の事業・制度

<地域みらい促進資金の手続きの流れ>



## 8 災害復旧資金（要綱第7条第1項第8号関係）

### （1）災害復旧資金（一般枠）

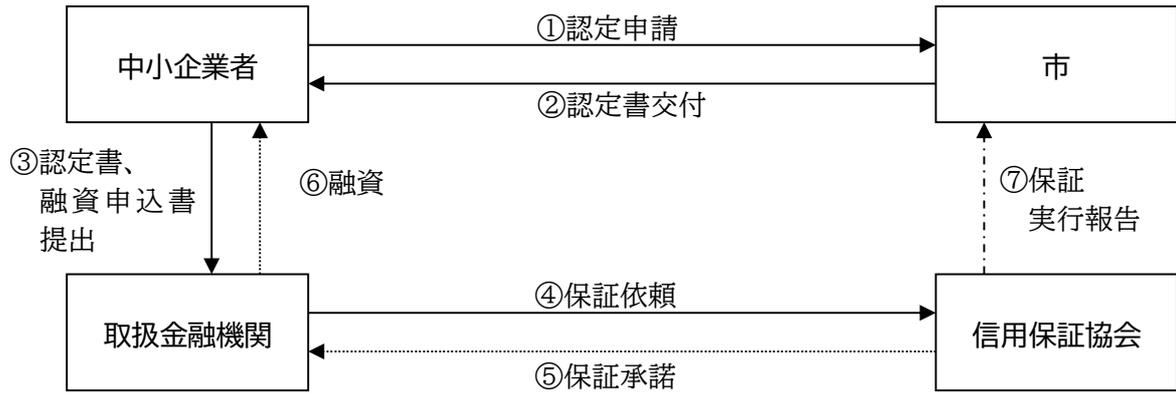
項目	内容
(1) 目的	災害により事業活動に支障を来している中小企業者に必要な資金を融資し、当該中小企業者の事業の継続又は事業の早期の復旧に資すること。
(2) 融資対象者	中小企業者で、火災、風水害等の災害により損害を受け、事業活動に支障を来していると市長が認めたもの 要綱別表8(2)に規定する融資対象者の範囲は、火災、風水害等の災害により損害を受け、現に事業活動に支障を来していることが認められる者とする。
(3) 資金の用途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき5,000万円以内 ただし、市長特認(※)とする場合は、1億円以内 ※災害による被災状況が、同一の災害により、被災した設備等の復旧に要する経費として1,000万円を超える中小企業者が、概ね10社以上と想定される場合は、市長特認とすることができる。
(5) 融資期間 (据置期間)	10年以内（2年以内）
(6) 融資利率	(年) 1.20% ※セーフティネット保証1号～4号、6号の認定など責任共有制度の対象外となる場合は、原則として0.1%の割引有り。
(7) 担保	要綱第9条第3項のとおり
(8) 保証人	要綱第9条第4項のとおり
(9) 信用保証の種類	一般保証
(10) 信用保証料率	(年) 0.36～1.38%
(11) 責任共有制度	原則として対象
(12) 申請期間	申請期間は、被災後2年以内であることを要する。 ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定申請時</span> (13) 必要書類	融資申込前に市の認定を要する（認定申請窓口：中小企業振興課） ○災害復旧資金融資対象者認定申請書【様式第8号】 ○消防署発行の被災（届出）証明書又は区役所発行の罹災（届出）証明書 ○実印、ゴム印（所在地、会社名等） ○履歴事項全部証明書の写し（法人の場合） 確定申告書の写し（個人の場合）
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">申込受付時</span> (14) 必要書類	○第1編総則 5に記載の必要書類 ○災害復旧資金融資対象者認定書【様式第8号】 ※災害等の被災により、やむを得ず提出できないものについては関係書類等に代えることができる。

## (2) 災害復旧資金（特別枠）

下表記載の項目以外は、前記（一般枠）と同じ

項目	内容
(1) 目的	大規模な災害により事業活動に支障を来している中小企業者に必要な資金を融資し、当該中小企業者の事業の継続又は事業の早期の復旧に資すること。
(2) 融資対象者	要綱別表 8(2)に規定する融資対象者の範囲は、次のいずれかの要件を満たすことを要する。 ア 自然災害等の突発的な災害の発生に起因して、法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定の要件を満たす者 イ 「激甚災害」又は「局地激甚災害」のいずれかに指定された災害もしくは災害救助法の適用を受けた災害による被災地域（市内に限る）に事業所を有し、直接被害を受けた者 ウ イの災害に関連して被害を受けた者
(6) 融資利率	(年) 1.00%。
(9) 信用保証の種類	経営安定関連保証（SN 4 号の場合） 災害関係保証（激甚災害指定の場合）
(10) 信用保証料率	(年) 0%（全額市が負担）
(12) 申請期間	申請期間は、被災後 2 年以内であることを要する。 ただし、法第 2 条第 5 項第 4 号の規定に基づく申請の場合、又は市長が特に認める場合はこの限りではない。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">認定申請時</div> (13) 必要書類	<u>融資申込前に市の認定を要する（認定申請窓口：中小企業振興課）</u> ○災害復旧資金融資対象者認定申請書【様式第 8 号】又は中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号認定申請書（SN 保証 4 号認定申請書） ○消防署発行の被災（届出）証明書又は区役所発行の罹災（届出）証明書 ○実印、ゴム印（所在地、会社名等） ○履歴事項全部証明書の写し（法人の場合） 確定申告書の写し（個人の場合）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申込受付時</div> (14) 必要書類	○第 1 編総則 5 に記載の必要書類 ○災害復旧資金融資対象者認定書【様式第 8 号】又は中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号認定書（SN 保証 4 号認定書） ※災害等の被災により、やむを得ず提出できないものについては関係書類等に代えることができる。

<災害復旧資金の手続きの流れ>



## 9 開業支援資金（要綱第7条第1項第9号関係）

### （1）開業支援資金（一般枠）

項 目	内 容
(1) 目的	<p>①新たに中小企業者（法第2条第1項第1号又は第2号に規定する者に限る。以下この表において同じ。）として事業を開始しようとする者（以下この表において「新規事業者」という。）、</p> <p>②福岡県内で事業を営む中小企業者である会社であって市内で新規事業者として会社を設立しようとするもの 又は</p> <p>③新規事業者として開業して間もない者</p> <p>が事業を行うために必要な資金を融資し、円滑な開業を支援すること。</p>
(2) 融資対象者	<p>市税（第8条の規定による申込みの手続を行う時点において市外居住者である個人については、当該個人が居住する市町村の市町村税を含む。）を滞納していない者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 市内で新たに新規事業者として事業を開始しようとする者（1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者又は2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者に限る。）で、事業を開始する時点において市内居住者であるもののうち、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当するもの</p> <p>（ア）事業に必要な資金の2分の1以上の自己資金を有する者</p> <p>（イ）開業しようとする業種と同一業種又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する者</p> <p>（ウ）法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして事業を行うもの</p> <p>（エ）国、県、市等が開催する開業支援のための講座を修了した者</p> <p>（オ）その他特に市長が認めた者</p> <p>イ 県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、市内で新規事業者である会社（市長が別に定める要件に該当するものに限る。ウ及びオにおいて同じ。）を設立しようとするもの（当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者に限る。）</p> <p>ウ 市内で新規事業者として事業を開始した日又は県内で事業を営む中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ市内で新規事業者である会社を設立した日以後の期間が5年未満の者</p> <p>エ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた者で6月以内に市内で新たに新規事業者として事業を開始しようとするもの</p> <p>オ 市内で新規事業者である個人として事業を開始した日以後の期間が5年未満の者であって市内で新規事業者である会社を設立し</p>

項 目	内 容
	<p>たもの（以下このオ及び(4)において「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により自らの事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合における、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後の期間が5年未満の当該会社</p> <p>ただし、要綱別表9(2)に規定する融資対象者の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>ア「具体的な計画」とは、開業等のための具体的な資金計画及び収支計画等をいう。</p> <p>イ「自己資金」は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 新たに中小企業者として事業を開始しようとする者の自己資金は、次のaからbを控除した額とする。</p> <p>a 開業準備資金（次のうち当該開業時の資金として用意したものに限る。）</p> <p>(a) 預貯金（普通、定期預金等）の現在残高</p> <p>(b) 客観的に評価できる有価証券を所定の評価基準で計算した金額</p> <p>(c) 敷金及び入居保証金</p> <p>(d) 申込前に導入した当該事業設備（不動産及び未払いのものを除く。）</p> <p>(e) その他客観的に評価が可能な資産（不動産及び未払いのものを除く。）</p> <p>(f) 資本金（法人の場合）</p> <p>(g) 上記(a)から(e)まで以外の事業用に支出した費用等の金額</p> <p>b 借入金等</p> <p>(a) 残存期間が2年以上ある住宅ローン及び設備資金等の長期借入金等の2年分の返済予定額</p> <p>(b) その他の借入金全額</p> <p>(イ) その他</p> <p>自己資金は、融資を受けようとする者の名義分を対象とする。ただし、近親者等からの贈与等による場合であって、贈与等が客観的に証明できる場合はこの限りでない。</p> <p>また、自己資金が客観的証明書類等により証明できない場合、預金等における形成過程の正当性及び妥当性を証明できない場合等は自己資金の対象としない。</p> <p>ウ「同一業種又は関連する業種に従事した実績」とは、取扱品や事業形態等が同一又は関連性がある業種で、原則として日本標準産業分類表の小分類範囲内において類似する業種での勤務及び経験実績等をいう。</p> <p>エ「国、県、市等が開催する開業支援のための講座」とは、国、県、市等の公的機関、商工会議所又は中小企業融資制度要綱実施要領第5項に規定する取扱金融機関が開催する開業支援のための研修及びセミナーをいう。</p> <p>オ「その他特に市長が認めた者」とは、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。</p>

項 目	内 容
	<p>(ア) 雇用情勢の変化（企業のリストラによる影響を受ける者）で影響を受ける者</p> <p>(イ) 商店街・市場の空き店舗対策の解決等、本市経済の活性化に寄与すると市長が認める者</p> <p>(ウ) 雇用の創出を伴う事業を開始する者</p> <p>(エ) 北九州市中小企業支援センターの支援を受け、具体的な開業計画を有する者</p> <p>カ「市長が別に定める要件」とは、県内で事業を営む中小企業者である会社（以下、甲とする。）が事業を継続しており、市内で新規事業者である会社（以下、乙とする。）に対して（ア）又は（イ）に該当するものをいう。</p> <p>（ア）乙への甲の出資比率が2割を超えている（ただし、投機を目的とした出資は除く）。</p> <p>（イ）甲の人材や設備等有形無形固定資産等の経営資源を、乙が活用している。</p> <p>キ「5年未満」とは、開業日又は会社設立の日の5年後の応答日の前日までをいう。</p>
(3) 資金の用途	運転資金及び設備資金
(4) 融資限度額	<p>1 融資対象者につき3,500万円以内</p> <p>((2)オに該当する会社を設立した会社設立創業者（当該会社設立創業者が(2)オに該当する他の会社を設立したときは、当該他の会社を含む。）について、既にこの資金に規定する開業支援資金の融資が行われている場合は、3,500万円から当該融資が行われた額を控除した残額以内)</p>
(5) 融資期間 (据置期間)	<p>10年以内</p> <p>(2年以内、(8)イの規定により保証人を徴求しない場合は1年以内)</p>
(6) 融資利率	(年) 1.20%
(7) 担保	原則として不要
(8) 保証人	<p>ア 保証人は、(2)イ、ウ又はオに該当する者（ウに該当する者は、法人に限る。）については、必要に応じて当該者の代表者を連帯保証人とし、(2)ア、ウ又はエに該当する者（ウに該当する者は、個人に限る。）については、原則として徴求しない。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、(2)イ、ウ又はオに該当する者（ウに該当する者は、法人に限る。）で市長が別に定めるものについては、保証人は徴求しない。</p>
(9) 信用保証の種類	<p>創業関連保証</p> <p>一般保証（開業支援資金が2回目以降の場合）</p> <p>再挑戦支援保証（廃業等の経験がある場合）</p> <p>スタートアップ創出促進保証（SSS保証）※保証料上乘せにより保証人免除可</p>

項 目	内 容
(10) 信用保証料率	<p>(年) 0% (開業支援資金の利用が初めての場合)  (年) 0.36%~1.38%(2回目以降の場合)  (8)イの規定により保証人を徴しない場合は、第9条第5項に規定する保証料の率に0.2%を上乗せした率とする。</p>
(11) 責任共有制度	原則対象外 (責任共有対象保険適用の場合は対象)
(12) 融資対象要件	<p><u>次のいずれかの要件を満たすことを要する。</u></p> <p>ア 新たに事業を開始しようとする事業を営んでいなかった個人で、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの要件を満たすもの(※)  (ア) 開業しようとする業種と同一又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する者  (イ) 法律に基づく資格を有する者(弁護士、公認会計士、税理士、医師、理美容師等)で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとするもの  (ウ) 国、県、市等が開催する開業支援の講座を修了した者  ※「認定特定創業支援等事業を受け、市区町村の証明を得た者」「事業資金の1/2以上の自己資金を有し開業する者」は、上記(ア)~(ウ)の要件を満たす必要はない。</p> <p>イ 事業を営んでいなかった個人が、個人又は会社で創業して5年未満のもの  ウ 県内の会社で、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立するもの又は分社化した会社で設立して5年未満のもの  エ 法人成企業で個人創業から5年未満のもの</p>
(13) 必要書類	<p>＜共通＞  ○第1編総則 5に記載の必要書類  ○開業支援資金チェックリスト【様式第9-1号】(創業・再挑戦計画書とともに市中小企業振興課へ送付要)  ○市税納税証明書等(滞納がないことが明記されたもの)(会社設立の場合は代表者個人のもの。市外居住者は居住地の納税証明書。)  ○課税額証明書(会社設立の場合は代表者個人のもの。市外居住者は居住地の発行する課税額証明書。)  ＜法人の場合＞法人及び代表者個人の「(中小企業融資用)納税証明書」、代表者個人の「市県民税課税額証明書」  ＜個人の場合＞個人の「(中小企業融資用)納税証明書」及び「市県民税課税額証明書」  ○その他必要な書類(開業届(写)など)</p> <p>＜これから事業を開始する者＞  ○創業・再挑戦計画書又は創業計画書(信用保証協会所定のもの)  ○預金通帳、領収書(すでに支払済の場合)など自己資金等のわかる書類  ○勤務証明書など融資対象者(12)アの(ア)~(ウ))を証明する書類  ○借入金の返済予定表(すでに借入金のある場合)  ○住民票(申込者又は会社設立の場合は代表者個人のもの)</p>

申込受付時

項 目	内 容
	<p>※申込み時点で市外居住者は、居住する市町村のもの</p> <p>○認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた者はその証明書</p> <p>&lt;創業して5年未満の者&gt;</p> <p>○創業・再挑戦計画書又は創業計画書（信用保証協会所定のもの）</p> <p>○創業前の所得内容等が確認できる所得額証明書又は非課税証明書</p> <p>○履歴事項全部証明書（法人）</p> <p>○法人等の設立事務所・事業所の設置申告書の写（法人の場合、（中小企業融資用）納税証明書が発行できない場合）</p> <p>○直近2期分の決算書（決算後6か月以上経過している場合にあつては、決算後の試算表を含む）（法人）、直近2期分の確定申告書の写（個人）</p> <p>○月別営業実績表・試算表（業歴1年未満及び決算期末到来の者）</p> <p>※新たに事業を開始することによりやむを得ず提出できない場合は関係書類に代える又は省略することができる。</p>
(14) 自己資金	<p>国の全国統一保証制度であるスタートアップ創出促進保証制度要綱（中小企業庁制定令和5年3月15日付け中庁第3号）の対象となる申込者が保証料0.2%を上乗せし、代表者を連帯保証人としなない場合、保証協会申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する。</p>
(15) 創業・再挑戦計画書に関する指導	<p>申込受付機関は、当該計画が客観的に適切でない判断した場合は、必要な指導等を行うことができる。</p>
(16) 着手届及び貸付	<p>ア 申込者は、事業着手の旨を着手届【様式第9-2号】により、金融機関に報告しなければならない。</p> <p>イ 金融機関は、事業着手を確認し、信用保証協会に事業着手確認通知書【様式第9-3号】により通知を行った後に貸付けを行うものとする。</p>
(17) 融資後の報告義務等及び指導	<p>市長は、本資金の借入を行っている者に対し、融資期間が終了するまで、経営状況の報告を求め必要に応じて指導等を行うことができる。</p>

項 目	内 容
(18) 金融機関の責務及び報告	<p>国の全国統一保証制度であるスタートアップ創出促進保証制度要綱（中小企業庁制定令和5年3月15日付け中庁第3号）の対象となる申込者が保証料0.2%を上乗せし、代表者を連帯保証人としなない場合の金融機関の対応については、次のとおりとする。</p> <p>ア 金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。</p> <p>イ 金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。</p>

(2) 開業支援資金（特別枠）

下表記載の項目以外は、前記（一般枠）と同じ

項 目	内 容
(6) 融資利率	(年) 1.10%
(12) 融資対象要件	<p>次のいずれかの要件を満たすことを要する。</p> <p>ア <u>新たに事業を開始しようとする事業を営んでいなかった女性、申込時点で35歳未満若しくは55歳以上の男性又は市外からの転入者で、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの要件を満たすこと(※)</u></p> <p>(ア) 開業しようとする業種と同一又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する者</p> <p>(イ) 法律に基づく資格を有する者（弁護士、公認会計士、税理士、医師、理美容師等）で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとするもの</p> <p>(ウ) 国、県、市等が開催する開業支援の講座を修了した者</p> <p>※「認定特定創業支援等事業を受け、市区町村の証明を得た者」「事業資金の1/2以上の自己資金を有し開業する者」は、上記(ア)～(ウ)の要件を満たす必要はない。</p> <p>イ <u>事業を営んでいなかった個人で、新たに雇用の創出（パートも可）を伴う事業又は市の認定等を受けた事業を開始するもの</u></p> <p>ウ <u>個人又は会社で創業して5年未満の者のうち、代表者が女性、35歳未満若しくは55歳以上の男性、市外からの転入者、市内での雇用創出者又は市の認定等を受けた者</u></p> <p>エ <u>法人成企業で個人創業から5年未満の者のうち、代表者が女性、35歳未満若しくは55歳以上の男性、市外からの転入者、市内での雇用創出者又は市の認定等を受けた者</u></p>
(13) 必要書類	<p><b>認定申請時</b></p> <p>「<u>市の認定等</u>」要件に関しては融資申込前に市の認定を要する (認定申請窓口：中小企業振興課)</p> <p>○開業支援資金（特別枠）融資対象者認定申請書【様式第9-4号】</p> <p>○市等が推進する地域課題の解決に向けた取組や未来に向けた先進的な取組を行う事業として、市が指定する事業において、認定、承認、登録、表彰、補助金の決定等を受けたことが分かる資料（確定通知書等）</p> <p>○実印、ゴム印（所在地、会社名等）</p> <p>○履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）</p> <p>確定申告書の写し（個人の場合）</p>

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申込受付時</div> (14) 必要書類	<共通> ○第1編総則 5に記載の必要書類 ○開業支援資金チェックリスト【様式第9-1号】（創業・再挑戦計画書とともに市中小企業振興課へ送付要） ○創業・再挑戦計画書又は創業計画書（信用保証協会所定のもの） ○市税納税証明書等（滞納がないことが明記されたもの）（会社設立の場合は代表者個人のもの。市外居住者は居住地の納税証明書。） ○課税額証明書（会社設立の場合は代表者個人のもの。市外居住者は居住地の発行する課税額証明書。） <法人の場合>法人及び代表者個人の「(中小企業融資用)納税証明書」、代表者個人の「市県民税課税額証明書」 <個人の場合>個人の「(中小企業融資用)納税証明書」及び「市県民税課税額証明書」 ○その他必要な書類（開業届（写）など） ○預金通帳、領収書（すでに支払い済みの場合）など自己資金等のわかる書類 ○勤務証明書など融資対象者（(12)アの(ア)～(ウ)）を証明する書類 ○借入金の返済予定表（すでに借入金のある場合） ○住民票（申込者又は会社設立の場合は代表者個人のもの） ※申込み時点で市外居住者は、居住する市町村のもの
---	---

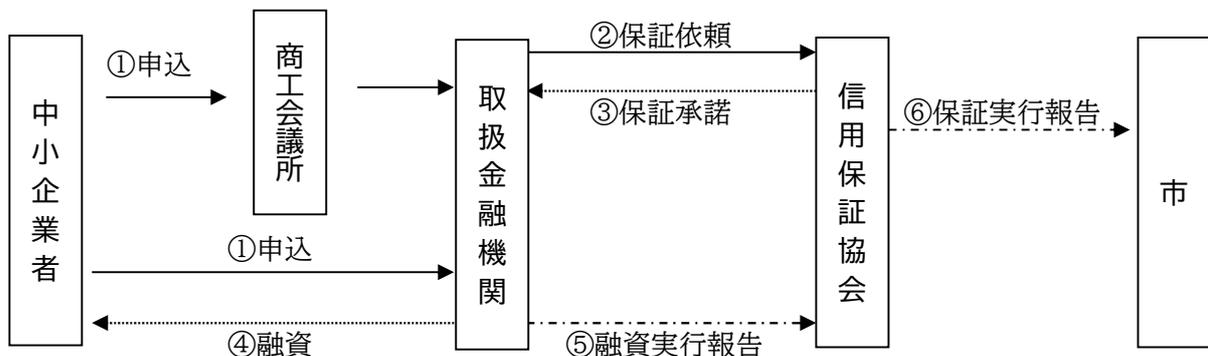
<融資対象事業一覧>（令和7年4月現在）

市の事業

事業所管局・課(連絡先)		市が指定する事業
産業経済局	サービス産業政策課	商店街空き店舗活用事業（うち新規開業）
	(TEL: 582-2050)	(仮称) 繁華街向けの新規出店・業態転換支援（うち新規開業）
	スタートアップ推進課	企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業
	(TEL: 582-2590)	北九州テレワークセンター管理運営事業

(※) 開業支援資金の制度及び認定業務は、中小企業振興課が所管するが、個別事業については、各事業所管課に問い合わせること

<開業支援資金の手続きの流れ>



※市の認定等に係る認定申請の手続きの流れについては、地域みらい促進資金に準じる

## 10 事業承継資金（要綱第7条第1項第10号関係）

項 目	内 容
(1) 目的	<p>中小企業者における代表者の死亡等に起因する事業の承継（以下「事業承継」という。）に伴い、事業承継を実施する中小企業者等に必要な資金を融資することにより、事業承継の円滑化を図り、もって中小企業者の事業活動の継続に資すること。</p>
(2) 融資対象者	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 中小企業者で、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 国の全国統一保証制度である<u>事業承継特別保証制度要綱</u>（中小企業庁制定令和元年12月17日付中庁第4号）に定める保証制度の対象となる中小企業者</p> <p>(イ) <u>3年以内</u>に事業承継を予定する事業承継計画を有する中小企業者</p> <p>(ウ) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までの間に事業承継を実施した中小企業者であって、当該事業承継の日から<u>3年</u>を経過していないもの</p> <p>(エ) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「<u>経営承継円滑化法</u>」という。）第13条第1項に規定する<u>経営承継関連保証の対象</u>となる者として保証協会が<u>経営承継関連保証事務取扱要領</u>（福岡県信用保証協会制定平成20年9月19日付け）で定める中小企業者</p> <p>(オ) <u>経営承継円滑化法</u>第13条第3項に規定する<u>経営承継準備関連保証の対象</u>となる者として保証協会が<u>経営承継準備関連保証事務取扱要領</u>（福岡県信用保証協会制定平成30年7月9日付け）で定める中小企業者</p> <p>(カ) <u>経営承継円滑化法</u>第13条第6項に規定する<u>経営承継借換関連保証の対象</u>となる者として保証協会が<u>経営承継借換関連保証事務取扱要領</u>（福岡県信用保証協会制定令和2年10月1日付け）で定める中小企業者</p> <p>イ 中小企業者の代表者で、<u>経営承継円滑化法</u>第13条第2項に規定する<u>特定経営承継関連保証の対象</u>となる者として保証協会が<u>特定経営承継関連保証事務取扱要領</u>（福岡県信用保証協会制定平成30年4月1日付け）で定めるもの</p> <p>ウ 市内居住者で、かつ、事業を営んでいない個人で、<u>経営承継円滑化法</u>第13条第4項に規定する<u>特定経営承継準備関連保証の対象</u>となる者として保証協会が<u>特定経営承継準備関連保証事務取扱要領</u>（福岡県信用保証協会制定平成30年7月9日付け）で定めるもの</p>

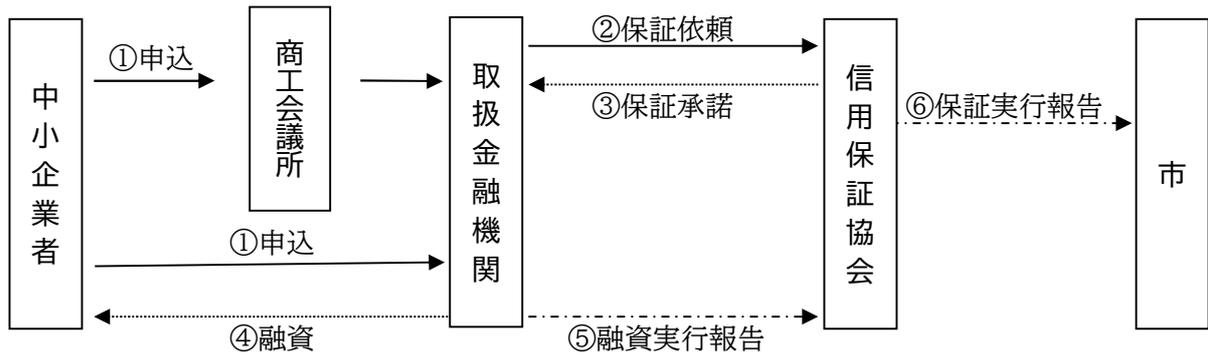
項 目	内 容
	<p>ただし、要綱別表 10(2)に規定する融資対象者の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>ア 要綱別表 10(2)ア(イ)及び(ウ)に規定する融資対象者について、本資金を既に利用している者は、本資金 1 回目の保証日（ただし、融資実行されたものに限る。）から 3 年以内に保証申込みを行うものに限る。</p> <p>イ 要綱別表 10(2)ア(イ)及び(ウ)に規定する融資対象者のうち、事業会社（事業を営んでおり、自社株式の保有者が分散している等、事業承継計画の実施の必要が生じている法人をいう。）の株式を取得することにより、当該事業会社の事業活動を支配することを目的とした、事業承継計画を有する中小企業者の場合、次のすべての要件を満たす必要がある。</p> <p>(ア) 同号に規定する中小企業者の発行済議決権株式総数の 3 分の 2 以上を後継者が保有していること</p> <p>(イ) 事業会社が中小企業信用保険法施行令第 1 条第 1 項に定める業種に属する事業を行っていること</p>
(3) 資金の使途	<p>運転資金及び設備資金</p> <p>要綱別表 10(3)に規定する資金使途については、次のとおり取扱う。</p> <p>ア 要綱別表 10(2)ア(ア)に該当する者については、事業承継特別保証制度要綱（中小企業庁制定令和元年 12 月 17 日付中庁第 4 号）に定める保証制度の対象となる資金とする。</p> <p>イ 要綱別表 10(2)ア(イ)及び(ウ)に該当する者（上記(2)ただし書イに該当する者を除く。）については、次のいずれかの資金とする。</p> <p>(ア) 事業会社の議決権株式の取得資金</p> <p>(イ) 事業用資産等の取得資金</p> <p>(ウ) 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金</p> <p>(エ) 事業の多角化や事業転換を行う際に必要な資金</p> <p>(オ) その他事業承継に資する運転資金及び設備資金</p> <p>ウ 要綱別表 10(2)ア(イ)及び(ウ)に該当する者のうち、上記(2)ただし書イに該当する者については、事業経営上必要であり、経営の維持又は拡大に必要で、次のいずれかに該当する事業承継に係る資金とする。</p> <p>(ア) 被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の 3 分の 2 以上を一括取得する資金及びその付帯費用</p> <p>(イ) 事業会社の代表者が所有する事業用不動産の取得資金</p> <p>エ 要綱別表 10(2)ア(エ)に該当する者については、経営承継円滑化法第 13 条第 1 項に規定する経営承継関連保証の対象となる資金使途として保証協会が経営承継関連保証事務取扱要領（福岡県信用保証協会制定平成 20 年 9 月 19 日付け）で定める資金とする。</p>

項 目	内 容
	<p>オ 要綱別表 10(2)ア(オ)に該当する者については、経営承継円滑化法第 13 条第 3 項に規定する経営承継準備関連保証の対象となる資金使途として保証協会が経営承継準備関連保証事務取扱要領（福岡県信用保証協会制定平成 30 年 7 月 9 日付け）で定める資金とする。</p> <p>カ 要綱別表 10(2)ア(カ)に該当する者については、経営承継円滑化法第 13 条第 6 項に規定する経営承継借換関連保証の対象となる資金使途として保証協会が経営承継借換関連保証事務取扱要領（福岡県信用保証協会制定令和 2 年 10 月 1 日付け）で定める資金とする。</p> <p>キ 要綱別表 10(2)イに該当する者については、経営承継円滑化法第 13 条第 2 項に規定する特定経営承継関連保証の対象となる資金使途として保証協会が特定経営承継関連保証事務取扱要領（福岡県信用保証協会制定平成 30 年 4 月 1 日付け）で定める資金とする。</p> <p>ク 要綱別表 10(2)ウに該当する者については、経営承継円滑化法第 13 条第 4 項に規定する特定経営承継準備関連保証の対象となる資金使途として保証協会が特定経営承継準備関連保証事務取扱要領（福岡県信用保証協会制定平成 30 年 7 月 9 日付け）で定める資金とする。</p>
(4) 融資限度額	1 融資対象者につき 2 億円以内
(5) 融資期間 (据置期間)	<p>ア 運転資金 10 年以内（1 年以内）</p> <p>イ 設備資金 15 年以内（1 年以内）（(2)ア(ア)に該当する者は、10 年以内（1 年以内））</p>
(6) 融資利率	（年）1.3%以内
(7) 担保	要綱第 9 条第 3 項のとおり
(8) 保証人	<p>保証人は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>ア (2)ア(ア)に該当する者については、徴求しない。</p> <p>イ (2)ア(イ)及び(ウ)に該当する者については、当該者が法人である場合は必要に応じて当該者の代表者を連帯保証人とし、当該者が個人である場合は原則として徴求しない。</p> <p>ウ (2)ア(エ)に該当する者については、保証協会が経営承継関連保証事務取扱要領で定めるところによる。</p> <p>エ (2)ア(オ)に該当する者については、保証協会が経営承継準備関連保証事務取扱要領で定めるところによる。</p> <p>オ (2)ア(カ)に該当する者については、保証協会が経営承継借換関連保証事務取扱要領で定めるところによる。</p> <p>カ (2)イに該当する者については、保証協会が特定経営承継関連保証事務取扱要領で定めるところによる。</p> <p>キ (2)ウに該当する者については、保証協会が特定経営承継準備関連保証事務取扱要領で定めるところによる。</p>

項 目	内 容	
	<p>○融資対象要件ア、イ、オの一部、及びカのうち、一定の財務要件（※）等を満たした法人は、保証人を徴収しない。</p> <p>○上記を除く申込対象者は、原則として法人は代表者、個人事業主は不要</p> <p>※「一定の財務要件」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産超過であること、</li> <li>・EBITDA 有利子負債倍率（注）が基準値以内</li> <li>・法人・個人の分離がなされていること</li> <li>・返済緩和している借入金がないこと</li> </ul> <p>（注）（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）</p>	
(9) 信用保証の種類	一般保証 事業承継特別保証 経営承継関連保証 経営承継準備関連保証	経営承継借換関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継準備関連保証
(10) 信用保証料率	（年） 0～0.75%	
(11) 責任共有制度	原則として対象	
(12) 融資対象要件等	<p>共通要件を満たし、次のいずれかに該当することを要する。</p> <p>ア 3年以内に事業承継を予定している者</p> <p>イ 事業承継日から3年以内の者</p> <p>ウ 経営権の集約を目的として、持株会社によって事業会社の株式を集約化し、当該事業を承継しようとする法人</p> <p><b>【経営承継円滑化法の規定による都道府県知事の認定を受けた者】</b></p> <p>エ 事業承継を実施した後、議決権株式の取得資金、事業用資産の取得資金又は相続税・贈与税の納税資金等を必要とする者（代表者個人による借入も可能）</p> <p>オ M&amp;A、EBO等による事業承継をこれから実施するため、事業継続が困難な事業者の株式や事業用資産等の取得資金を必要とする者（一部、事業を営んでいない個人を含む）</p> <p>カ 会社代表者の保証付き融資の借換資金を必要とする者</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申込受付時</div> (13) 必要書類	<p>&lt;共通&gt;</p> <p>○第1編総則 5に記載の必要書類</p> <p>○事業承継計画書【様式第10-1号】（要綱別表10(2)ア(エ)、(オ)、イ、ウに該当する者を除く）（融資対象要件アからウに該当する場合）</p> <p>○履歴事項全部証明書（法人の場合） 開業届・廃業届（個人の場合）</p> <p>&lt;要綱別表10(2)ア(ア)に該当する場合&gt;【融資対象要件ア及びイ】</p> <p>○財務要件等確認書【様式第10-2号】</p> <p>○借換債務等確認書【様式第10-3号】（既往借入金を借り換える場合）</p> <p>○他行借換依頼書兼確認書【様式第10-4号】（既往借入金を借り換える場合で申込金 融機関以外からの借入金を含む場合）</p>	

項 目	内 容
	<p>○ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（福岡県中小企業活性化協議会所定の様式）（事業承継特別保証制度要綱に定める表の料率を適用する場合）</p> <p>&lt;要綱別表 10(2)ア(イ)及び(ウ)に規定する融資対象者のうち上記(2)ただし書イに該当する者&gt;【融資対象要件ウ】</p> <p>○税理士が作成した株式評価算定書  ○持株会社及び事業会社の株主名簿の写し  ○事業会社の履歴事項全部証明書  ○事業会社の直近2期分決算書及び定款の写し</p> <p>&lt;要綱別表 10(2)ア(エ)、(オ)、イ、ウに該当する者&gt;【融資対象要件エ及びオ】</p> <p>○経営承継円滑化法施行規則の規定による都道府県知事の認定書  ○認定申請の提出書類【融資対象要件オで一定の財務要件等を満たした法人であって保証人を徴求しない場合】  ○財務要件等確認書【様式第10-2号】</p> <p>&lt;要綱別表 10(2)ア(カ)に該当する者&gt;【融資対象要件カ】</p> <p>○経営承継円滑化法施行規則の規定による都道府県知事の認定書  ○認定申請の提出書類  ○財務要件等確認書【様式第10-2号】  ○借換債務等確認書【様式第10-3号】（既往借入金を借り換える場合）  ○他行借換依頼書兼確認書【様式第10-4号】（既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含む場合）  ○ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（福岡県中小企業活性化協議会所定の様式）（事業承継特別保証制度要綱に定める表の料率を適用する場合）</p>
(14) 申込受付機関	<p>融資の申込受付は、商工会議所又は本市中小企業融資制度取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。</p> <p>ただし、要綱別表 10(2)ア(ア)、(カ)に該当する者の申込受付金融機関及び取扱金融機関は、申込みをしようとする者と既に与信取引を有しているものに限り、同(2)イに該当する者の申込受付機関及び取扱金融機関は、主たる取引関係を有する金融機関に限る。</p>
(15) 金融機関及び保証協会の責務	<p>金融機関は、本資金の貸付実行後、申込者の事業承継計画に基づく事業承継について、進捗状況の把握に努めるものとする。</p>

<手続きの流れ>



保証料0%を利用する場合、融資対象要件エ、オ及びカを除き、予め下記機関の確認が必要

融資対象要件ア及びイ（事業承継特別保証）の場合

融資対象要件ア、イ及びウ（一般保証）の場合

認定経営革新等支援機関  
又は  
事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継・引継ぎ支援センター  
及び  
中小企業活性化協議会

# 【中小企業融資の申込から貸付までの流れ】

## 中小企業融資の申込から貸付までの流れ

資金 機関	小規模企業者支援資金 一般事業資金 〔長期事業資金 短期運転資金〕  事業承継資金（※）	災害復旧資金 連鎖倒産防止資金 景気対応資金 〔一般枠 セーフティネット枠4号 セーフティネット枠5号〕  新事業開拓支援資金 地域みらい促進資金 開業支援資金（一部）	経営力強化サポート資金	開業支援資金
金融機関 認定経営革新等支援機関			認定経営革新等支援機関等の支援により、事業再生の計画を策定（金融機関が認定経営革新等支援機関である場合も可）	
中小企業 振興課	<p>必要書類について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 借入申込書 〔信用保証協会全国統一申込書式〕</li> <li>② 市税の納税証明書</li> <li>③ 決算書又は確定申告書</li> <li>④ 登記事項全部証明書</li> <li>⑤ 許認可証の写し</li> <li>⑥ 設備のカタログ及び見積書</li> <li>⑦ 融資対象者認定申請書 〔認定申請が必要な融資に限る。〕</li> <li>⑧ その他必要書類</li> </ol> <p>※事業承継資金など、資金により必要書類が異なる場合があります。</p>	<p>融資対象者認定申請</p> <p>↓</p> <p>認定書の交付</p>	<p>必要書類に加え、 事業再生の計画書が必要</p>	<p>○融資対象者要件 〔自己資金、勤務歴等〕の確認 ○創業・再挑戦計画書の提出 ○必要書類を揃え、融資申込の 受付</p>
北九州 商工会議所	必要書類を揃え、融資申込受付 〔注 商工会議所での受付は、 申込者が任意に選択可〕			
金融機関 保証協会	<p>必要書類を揃え 金融機関にて融資申込の受付</p> <p>↓</p> <p>金融機関の審査</p> <p>↓</p> <p>保証協会の審査</p> <p>↓</p> <p>融資実行</p>	<p>必要書類を揃え 金融機関にて融資申込の受付</p> <p>↓</p> <p>金融機関の審査</p> <p>↓</p> <p>保証協会の審査</p> <p>↓</p> <p>融資実行</p> <p>〔開業支援資金チェックリストを 市に送付〕</p>	<p>金融機関へ融資申込書の提出 金融機関にて融資申込の受付</p> <p>↓</p> <p>金融機関の審査</p> <p>↓</p> <p>保証協会の審査</p> <p>↓</p> <p>融資実行</p> <p>〔事業再生の計画書を市に送付〕</p>	<p>金融機関へ融資申込書類の提出</p> <p>↓</p> <p>金融機関の審査</p> <p>↓</p> <p>保証協会の審査</p> <p>↓</p> <p>融資実行</p> <p>〔開業支援資金チェックリストを 市に送付〕</p>